

令和 8 年 5 月

保護者の皆様へ

大阪市教育委員会

水泳指導について

保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、大阪市の学校教育の推進にご理解とご協力を賜わり、誠にありがとうございます。

さて、保健体育科の教育内容の一つである水泳については、水の中で全身を使い、水温・気温の影響を受けながら展開される運動のため、生徒の健康状態によっては事故につながりやすい種目です。そのため、水泳指導についても健康状態の事前確認を徹底しております。具体的には、定期健康診断の結果等を活用し、生活や活動に配慮を要する生徒を普段から把握し、配慮事項について教員間で共通理解を図り、個々の生徒の状況に応じた指導や管理を行うとともに、保護者の皆様からいただく健康情報をもとに、生徒の日々の健康状態を把握しております。

特に、月経時における水泳の授業への参加については、月経に伴う症状には個人によって違いがあることから、学級担任・教科担任及び養護教諭を含めた教員が日々生徒の様子を確認しております。

生徒本人・保護者の皆様からの申し出や個々の生徒の状態を踏まえ、生徒の体調及び心理的要素等について配慮し、強制とならないよう十分な話し合いのもとプールに入ることが適切かどうかを判断しております。

また、月経を含め、健康上の理由からプールに入れなかった場合、代替措置として補充学習を設定するなど、生徒に不利益が生じないよう配慮をしております。

保護者の皆様には、趣旨をご理解のうえ、生徒の水泳の授業への参加について、十分健康状態をご確認いただき、少しでも気になることがあれば、各校へ申し出ていただきますようお願いいたします。